

東久留米市勤労市民共済会特定個人情報等の 適正な取扱いに関する基本方針

東久留米市勤労市民共済会（以下、「共済会」という。）は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（「マイナンバー法」）に基づく特定個人情報及び個人番号の適正な取扱いの確保のため、以下の基本方針を定めます。

1 基本的な考え方

個人番号を含めた特定個人情報の漏洩は、如何なる場合もあってはならないものであり、法令に則った管理で取り扱わなければならない。そのため、具体的な取扱いに関し「特定個人情報取扱規程」を定め、責任体制を明確にし、職員に対してその情報の重大性を周知するとともに研修を通じて適正な運用を図っていきます。

2 関係法令・ガイドライン等の遵守

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律及び関連法令、並びに特定個人情報保護委員会が定めた「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」について、その内容を理解し遵守して、特定個人情報等の適正な取扱いを図ります。

3 利用目的

当会は、特定個人情報等について、以下の利用目的で利用します。

- (1) 職員の所得税法等の税務関連事務
- (2) 社会保険及び労働保険関連の届け出事務
- (3) 上記に付随する行政機関への届け出事務

4 安全管理措置に関する事項

共済会は、特定個人情報等について、漏えい、滅失又はき損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、特定個人情報等を取り扱う従業者に対して、必要かつ適切な監督を行います。

平成28年1月

東久留米市勤労市民共済会 会長 篠宮 貞樹